

法科大学院への裁判官及び検察官の派遣について

◎ 派遣の根拠

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年5月9日法律第40号）（以下「派遣法」という。）

◎ 派遣法の目的（同法第1条）

法科大学院における教育が、司法修習生の修習との有機的連携の下に法曹としての実務に関する教育の一部を担うものであり、かつ、法曹の養成に関係する機関の密接な連携及び相互の協力の下に将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力（各種の専門的な法分野における高度の能力を含む。）を備えた多数の法曹の養成を実現すべきものであることにかんがみ、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「連携法」という。）3条の規定の趣旨にのっとり、国の責務として、裁判官及び検察官等を法科大学院の教員として派遣する制度を整備し、法科大学院における法曹としての実務に関する教育の実効性の確保を図り、法曹養成の基本理念に即した法科大学院における教育の充実に資することを目的とするもの。

◎ 派遣の形態（※裁判官はAのみ（裁判官の勤務形態、身分保障等の観点から））

- A 本来の職務とともに法科大学院の教授等の業務を行う派遣（パートタイム型）
- B 専ら法科大学院の教授等の業務を行う派遣（フルタイム型）

※なお、いずれの形態においても、1名を複数校へ派遣することも可

◎ 派遣の要件

○ 裁判官

- ① 法科大学院から最高裁判所への派遣要請
- ② 派遣を相当と認めるときであること（要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案）
- ③ 裁判官の同意
- ④ 最高裁判所と法科大学院との取決め（勤務時間その他の勤務条件等）
- ⑤ 期間を定めること（原則3年以内、同意を得て5年まで延長可）

○ 検察官

- ① 法科大学院から任命権者（法務大臣）への派遣要請
- ② 派遣を相当と認めるときであること（要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案）
- ③ 検察官の同意
- ④ 任命権者と法科大学院との取決め（勤務時間その他の勤務条件等（報酬を含む））
- ⑤ 期間を定めること（原則3年以内、同意を得て5年まで延長可）

〈法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（抜粋）〉

第一条（略）

（法曹養成の基本理念）

第二条 法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に係る機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。）において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもって、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力（弁論の能力を含む。次条第三項において同じ。）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵（かん）養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。

二（略）

三（略）

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「法曹養成の基本理念」という。）にのっとり、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図る責務を有する。

2 国は、法曹の養成が国の機関、大学その他の法曹の養成に係る機関の密接な連携の下に行われることを確保するため、これらの機関の相互の協力の強化に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、法科大学院において将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための教育が行われることを確保するため、法科大学院における法曹である教員の確保及び教員の教育上の能力の向上のために必要な施策を講ずるとともに、関係する審議会等における調査審議に法曹である委員を参画させるものとする。

4 国は、法科大学院における教育に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、大学における教育の特性に配慮しなければならない。

5 政府は、法曹養成の基本理念にのっとり、法曹の養成のための施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。